

平成 20 年度（社）全国木材組合連合会事業報告

昨年のわが国の経済動向は、原油高騰や年度後半からの世界的な金融危機により、景気が急速に後退するなど深刻な経済環境に陥って推移しました。平成 20 年の新設住宅着工戸数は、改正建築基準法施行等の影響が少なくなっていて増加していきのではないかと期待されていましたが、景気後退が直撃して 109 万戸程度にとどまりました。深刻な経済環境の中にあって住宅投資意欲は大幅に減退し、これらにより木材業界はかつてない厳しい経営環境下にあります。数次にわたる景気対策により木材業界の業況が上向きに転じていくことを強く期待する次第であります。

昨年度の全木連の活動を顧みますと、

第一に、急速な景気後退に対応するための木材産業経営環境の改善対策の活動です。

景気後退、原油高騰に対応して決定された「安心実現のための緊急総合対策」（第一次補正予算）、「追加経済対策」（第二次補正予算）に木材産業の業況改善対策が盛り込まれるよう、切れ目なく所要の対応を実施し木材産業の業況改善につながる木造の住宅・公共施設の建設促進、バイオマス利用対策、信用保証対策等セーフティネット措置などが実現しました。

第二に、第 43 回全国木材産業振興大会における業界の結集と内外に向けた業界のアピールの実施です。平成 20 年 10 月 22 日に熊本市で全木連、全木協連主催、全木連九州支部大会担当、熊本県木連開催地担当で大会を開催し、「新たな木材利用の推進で木材産業の再興」をスローガンに掲げて、木材産業の取組み方向の宣言決議、記念講演、表彰式を行いました。特に、景気後退で業界の不振が懸念される中で「緊急特別決議」が行われ、これを受けて会員挙げて要請活動を強化しました。

第三に、木材、とりわけ地域材利用の推進です。会員と連携して地域材の家づくりに関する建築知識、地域木材情報等について消費者等がワンストップで必要な情報が受けられる体制づくりを推進しました。平成 20 年 12 月に成立した長期優良住宅の普及の促進に関する法律では国産材、地域材の利用促進が明確にされ、また、超長期住宅先導的モデル事業や地域木造住宅市場活性化推進事業などにおいて地域材を利用した取組みが数多く進められています。これまでも会員挙げて住宅への地域材利用の推進に努めてきましたが、それらが着実に前進し地域材利用の住宅づくりの活動・提案などが積極的に進められました。また、木材輸入環境が変化している中で、加工木材の原料を充実しつつある国内資源へ転換していく取組みを進めました。

第四に、低炭素化に向けた木材・木質バイオマスの利用推進の取組みです。「低炭素化社会づくりの行動計画」が閣議決定され、二酸化炭素排出量取引の開始、木材

利用に関する環境貢献度の「見える化」の検討や、炭素固定に資する木材利用を推進するための税制改正要望などが進められました。これらは木材利用推進につながる新たなビジネスチャンスとの基本認識の下に、積極的な対応を実施しました。特に税制については困難な課題がある中で要請活動を実施し、今後の道筋が開ける結果となりました。

第五に、違法伐採対策の取組みです。合法木材供給事業者認定団体数は 136 団体、同認定事業者数は 7,410 事業者となるなど供給体制の整備が進展しました。合法木材の信頼性向上を図るための事業者認定団体及び認定事業者の研修・普及推進顕彰を実施したほか、国等の機関、地方公共団体への要請や建築関係者向けのセミナーの開催、エコプロダクツ展などへの出展を行うなど普及・利用推進に努めました。また、地球環境国際議員連盟（グローブインターナショナル）の主要メンバーを招待し「G8サミットに向けた Goho-wood 円卓会議」を平成 20 年 6 月に開催し、わが国における取組成果を訴えました。

第六は、これまで全木連で実施してきた J A S 認定・格付けの業務を全国木材検査・研究協会へ移行しました。この業務は新 J A S 法に基づき平成 21 年 2 月をもって終了しました。この事業に対する会員の皆様方のご支援、ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 20 年度は、以上のほか品質・性能に優れ、健康、環境に配慮した木材製品の安定的な生産・販売に向けた各種取組みを進めて参りました。これも、関係団体、関係省庁等の格別なご協力の賜物と深く感謝申し上げます。以下の通り事業報告いたします。

I 木材利用の推進

1. 消費者への戦略的木材PRの推進

(1) 木材PRポスターの作成・配布

PR委員会の検討を踏まえ木材PRポスター「住まいづくりは、健康づくり」(2万枚)を作成し会員等に配布した。また、「日本の木の家」などのパンフレット、小冊子を作成して国産材フェアなどで広く一般消費者等に配布するなど木材利用のPRを実施した。

(2) 木づかい運動への参画

林野庁は国産材の利用拡大に向けた普及啓発活動を強化し「木づかい運動」のPR活動を展開しており、そのイメージキャラクターは平成20年度からはそれまでの「プロ野球マスターズリーグ」から「武田双雲さん」「須藤元気さん」「中嶋朋子さん」「乙葉さん」の4名の方が「木づかい生活応援団」として新たに委嘱された。10月を「木づかい推進月間」として全国各地でフェアや展示会等の各種イベントが展開されたほか、一般消費者、企業向けのセミナー、シンポジウムなどが実施された。

全木連は、会員、木材利用推進中央協議会とともに、「木づかい運動」のフェア、シンポジウムなどに積極的に参加協力し、様々なイベント等においてパンフレットを配布するなどその普及に努めた。

(3) 木材利用促進に関する要請 …………… 資料1,2

平成20年7月に木材利用推進中央協議会とともに、「木材利用推進についての提案」を林野庁ほか10関係省庁などに要請した。平成20年8月には、林野庁幹部と全木連正副会長・支部長による意見交換を行い住宅・公共施設への木材利用の推進を要請した。

(4) 木材表示制度の普及への支援

「木材表示推進協議会」(会長 岡野健、事務局(社)全国木材組合連合会)は、木材の原産地、加工種等の情報の表示や合法木材供給事業者の認定を推進している。平成20年度は新たに5企業(6工場)が加わり、平成21年3月末で団体会員4団体、企業会員67社(77事業所)、合法性証明の表示が可能な事業者数は1団体・69事業所となった。合法性証明木材を示すLマークをラベリングして製品を大量にマーケットに供給する取組みも進められている。

全木連としては、今後ともこの自主表示制度の普及に、引き続き支援・協力していくこととしている。

(5) 日本の森を育てる木づかい推進緊急対策の取組み …………… 資料 3

平成 20 年度においても、「日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業」の「普及推進支援事業」及び「街角木ポイント整備事業」に取り組んだ。平成 20 年 9 月に企画委員会を開催して事業の効果的推進を図るための事業計画を策定し、これに基づいて首都圏等を対象とした「森林を育む木の住まい・国産材製品フェア」を 6 回、消費者セミナーを 3 回開催するとともに、建築関係事業者、一般消費者などに広く「住宅等への木材利用が日本の森を育てる」を内容とするパンフレット配布などを実施した。また、全国の都市地域の材木商等 7 か所に「街角木ポイント」を設置した。

(6) 美しい森林づくり推進国民運動と木材利用推進について

平成 19 年 2 月の閣僚会合で、わが国の森林を適切に保全し緑豊かな国土を次世代に引き継いでいくことを目指して、政府一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を展開していくことが決定された。そしてこの運動の推進のため、全国の様々な団体、法人等から構成される「美しい森林づくり全国推進会議」が設立され、里山整備、森林環境教育、生物多様性の保全等の取組の推進、企業や NPO 等のボランティアによる森林づくり活動の推進、国産材利用の推進や国産材製品を取り入れたライフスタイルの拡大などの活動が推進されている。全国推進会議では、木材利用に関して「科学技術を生かした新たな利用開発を行うなど国産材の活用に取り組む。快適で環境にもやさしい木のある暮らし、国産材を使う暮らしを広げていく。」(平成 19 年)、「7 月 7 日のクールアース・デーにあわせて、ひとり一人が日本の森林(もり)で育った木を使ったり、身近な緑を大切にするなど、身の回りのできることから美しい森林(もり)づくりに向けた行動を起こす。」(平成 20 年)といった行動宣言や活動宣言が行われている。

全木連としても、地域材利用も含めたこの運動の推進のため、会員への情報提供などの積極的な対応に努めた。

(7) 木育の推進

未来の木材利用を推進するため、平成 21 年 1 月の「第 9 回全国中学生創造ものづくり教育フェア」、平成 20 年 7 月の「第 8 回高校生ものづくりコンテスト」に資材提供等の協力を実施した。

2. 地域材利用の促進

地域材の住宅建築等への利用推進は極めて重要であり、各種イベント等におけるパンフレット配布等を通じて広く普及を図るとともに、林野庁、国土交通省等の地域材利用対策、木造住宅対策などの積極的活用促進に努めた。

(1) 国産材住宅ワンストップ・サービスの促進 ……………資料 4

平成 20 年度の第二次補正予算で「国産材住宅ワンストップ・サービス整備事業」(林野庁)が措置された。この事業は、地域材の家づくりに関する建築知識、地域木材情報、金融情報、工務店情報などに関する総合的なシステムを開発するとともにそれを活用したサービス提供・相談窓口を開設し、国産材での住宅づくりについて消費者等がワンストップで必要な情報が受けられる体制づくりをしていこうというものである。相談窓口は全国単位、都道府県単位に設置することとし、全木連では都道府県木(協)連とともに林野庁、(財)日本住宅・木材技術センターに協力してその全国のネットワークづくりを推進した。

(2) 木造住宅振興対策の積極的活用 ……………資料 5

ア 住生活基本法に基づく「住生活基本計画」においては「森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進」などが明らかにされているが、国土交通省ではこのことに対応した具体的な対策を推進している。

「地域木造住宅市場活性化推進事業」は、地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、企画開発などの推進を目的とし、

「長期優良住宅先導的モデル事業」は、ストック社会のあり方について具体的内容をモデルの形で広く国民に提示し、技術の進展に資するとともに普及啓発を図ることを目的とした事業である。また、「住宅・建築物省 CO₂ 推進モデル事業」は、住宅・建築物における省 CO₂ 対策を推進することを目的とした事業である。

イ いずれも平成 20 年度から開始され民間事業者等の提案公募により事業実施が進められたもので、地域材を活かしたモデルの提案や建築関係事業者との連携促進が図られるものであることなどから、会員に対して事業の内容、公募条件、採択状況等について機会あるごとに情報連絡しその有効活用を推進した。これらの事業については、相当数の木材関連事業者、都道府県木連などによる提案が採択されて地域材利用の推進が取組まれている。

(3) 地域材を利用した住宅建設促進のための地方単独事業の推進 ……………資料 6

都道府県、市町村における地域材利用の住宅助成の実施状況、これに対応した地方財政措置などの情報を提供し、地方単独事業の有効活用の取組みを推進した。

(4) 地域ブランド並びに農商工連携施策の推進 ……………資料 7

ア 「地域団体商標制度の導入による地域ブランドの保護について」は、特許庁が平成 18 年 4 月 1 日から地域団体商標登録の出願の受付を開始しており、

平成 21 年 2 月までに「西川材」(埼玉県)、「南部の木」(山梨県)、「北山丸太」(京都府)、「吉野材」(奈良県)、「吉野杉」(奈良県)、「小国杉」(熊本県)の 8 件が登録されている。「木曽檜」(長野県)、「東濃桧」(岐阜県)が出願済みとなっている。

この制度と関連して農林水産省の「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の活用等の推進に努めた。

- イ 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓などを促進するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が平成 20 年 7 月に施行され、その支援措置も含め活用推進に努めた。

3. 違法伐採対策の推進

(1) 合法木材製品の安定的供給体制の推進 ……………資料 8

ア 平成 19 年度の合法木材供給実績は、認定事業者の取り扱う国産材原木の 6 割、輸入原木の 2 割が合法性等が証明された木材となっており着実な前進がみられた。平成 21 年 3 月段階の認定団体数は 136 団体、認定事業者数は 7,410 事業者となり、すべての都道府県において合法木材供給体制の整備が進展してきている。

イ 合法木材の信頼性向上を図るため、合法木材供給事業者認定団体の責任者を対象に中央研修を実施し全国の認定団体は事業者研修を実施した。その効果的な取組みを進めるため「合法木材供給事業者研修テキスト」およびガイドラインに関連した Q&A を改定した。また、平成 20 年 12 月に合法木材の供給、利用、普及推進に顕著な功績のあった事業者、認定団体などに表彰等を実施した(供給部門 5 社と利用部門 1 社に林野庁長官感謝状が贈呈)。

ウ 違法伐採総合対策推進協議会は、合法木材について証明の信頼性の向上、利用推進についての今後の展開方向を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言」として取りまとめた。

(2) 合法木材の普及・利用推進の取組み

ア 合法木材の普及・利用を推進するため、認定団体(都道府県木(協)連など)の協力を得て国等の機関、地方公共団体への普及や建築関係者向けのセミナー等を開催した。さらに、日本 D I Y 協会、日本建設業団体連合会(日建連)の会員にアンケート調査の実施等を通じ需要者団体の会員への普及に努めた。

イ また、D I Y ホームセンターショウ、エコプロダクツ展に「Goho-wood(日本発の合法性が証明された木材)の取組」と題してブース出展するとともに、併せて平成 20 年 12 月に「合法木材等推進シンポジウム」を開催

し一般消費者等に合法木材の普及・利用推進を図った。

(3) 海外に対する情報発信等

ア 日本の取組を国際的な場に発信するため、地球環境国際議員連盟（グローバルインターナショナル）の主要メンバーを招待し「G8サミットに向けたGoho-wood 円卓会議」を平成20年6月に開催した。海外からは「日本がGoho-wood という取組で世界の先導役になっている」（同連盟モレー会長）と評価を受けた。

イ 中国木材流通協会年次大会（平成20年6月）に招待を受け、日本における合法木材供給・利用の取組を紹介した。その他、輸出国の合法木材の供給可能性を明らかにするため、ロシア、中国、マレーシア、インドネシアの事例調査を実施し需要者に輸入木材の合法性証明方法について普及した。

4. 低炭素社会に向けた木材・木質バイオマスの利用推進

(1) 木材のカーボンビジネスとしての取組み ……資料9,10,11

「木材は再生可能で環境に優しい資材」を基本として木材利用推進活動を進めてきているが、政府は「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定し（平成20年7月）、国全体を動かす仕組みとして税のグリーン化、見える化などを提案し、次のような取組みが開始された。

ア 商品の製造・輸送・廃棄などで発生するCO₂の量を表示するカーボン・フットプリント制度を経済産業省が検討を進め、また、林野庁では木材利用に関する省CO₂効果や炭素貯蔵量を定量的に評価し普及を図る「木材利用に係る環境貢献度の見える化検討会」を開催し平成21年2月にその中間とりまとめが公表された。全木連は検討会メンバーに参加し、分かりやすく、使いやすい指標となるように要請してきたところである。

イ 排出量取引の国内クレジット制度、カーボン・オフセットクレジット制度などが開始され、木材産業における燃料の木質バイオマスボイラーへの転換がその取引対象となる仕組みが可能となってきた。これらについてその普及、取組推進に係る情報提供を実施した。

ウ 平成21年度税制改正において、全木連が強く要望していた「炭素固定に資する木材利用を推進するための税制上の措置（木づかいカーボンストック減税）」が要求され、その実現に向けての活動を強化した結果、今後「制度を含め検討」の取扱（与党税制大綱）となり道筋が開けることとなった。

エ ポスト京都議定書における「伐採木材製品の取扱い」に関する円卓会議に全木連会長がメンバーとして参加・協力し、平成20年11月にその取りまとめが行われた。

(2) 間伐材等有効活用のニュービジネス創出等の取組み ……………資料 12,13

ア 平成 20 年 5 月に「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」が制定された。この法律は、農林漁業者又は木材製造業者とバイオ燃料製造業者が共同で作成した計画に基づいて事業展開をしていく場合に金融、税制などで支援していく制度であり、その有効活用を推進した。

イ 木質資源利用事業者と森林組合等の林業事業者が共同で原料(間伐材チップ用材)の安定供給と利用の協定を結んで、チップ用材を確保するための間伐と間伐により発生する木質資源の効率的な収集、運搬、これらの木質資源を活用した新木質材料の製造、熱エネルギー利用、バイオマス発電等に総合的に取り組んでいくニュービジネス創出の取組みを推進した。

ウ 製紙における古紙の利用状況と偽装問題を背景に、平成 21 年 2 月にグリーン購入法に基づく政府調達方針が改定され、コピー用紙については従来からの古紙 100%以外に間伐材使用の基準が明確化された。間伐の林地残材を少なくしてその有効活用を図る観点から、この制度への適切な対応に努めた。

Ⅱ 木材産業の生産加工体制整備、構造改革の推進

1. 木材産業の業況改善対策について

(1) 木材・住宅建築対策本部の充実強化

平成 19 年 8 月に設置した「木材・住宅建築対策本部」を中心に、木材産業の経営支援対策、建築関係諸制度などへの対応を積極的に実施した。平成 21 年 1 月には林野庁に「金融危機木材産業影響対策本部」(本部長 林政部長)が設置され、これに伴い全木連にあっては「金融危機木材産業影響対策本部」を設置し林野庁の対策本部と連携を図りつつ、セーフティネット等経営支援対策など会員に対する情報提供や要請活動等を実施した。また、平成 21 年度における新たな追加経済対策の動向を見極めつつ木材産業関連対策の拡充等について活動を強化した。

(2) 木材産業振興大会の緊急決議と要請活動 …………… 資料 14, 15

ア 平成 20 年 8 月に開催した正副会長と林野庁幹部との意見交換で業況不振対策、木材利用推進対策、原油高騰対策等について要請した。また、関係団体とともに、平成 20 年 8 月に原油高騰に伴う緊急対策としてセーフティネット貸付・保証支援、木質バイオマス利用の推進対策の措置等について林野庁長官に要請した。また、国の第一次補正予算(安心実現のための緊急総合対策)に、木質バイオマス利用推進対策、輸入材環境の変化に対応した国産材への原料転換対策、セーフティネット金融・保証対策等が盛り込まれるよう要請活動を実施した。

イ 平成 20 年 10 月の全国木材産業振興大会のスローガン「新たな木材利用への挑戦で木材産業の再興」と緊急特別決議に即し①木造住宅、公共施設等の着工増対策、②木質バイオマスの燃料利用、国産材への原料転換対策③林業・木材産業のセーフティネット対策(林業信用保証基盤の強化等)などについて追加経済対策や平成 21 年度政府予算案(生活対策)、税制改正に反映されるよう会員と連携して強力な要請活動を実施した。

このような要請活動の結果、セーフティネット対策、別掲の木材産業関連の予算措置と(3)の具体的保証制度の拡充等が実現した。

(3) セーフティネット対策の取組み …………… 資料 16, 17

ア (独)農林漁業信用基金関連については、平成 20 年 9 月までの措置であった「木材産業緊急経営支援保証制度」は平成 21 年 3 月までの延長と要件の緩和が措置された。また、平成 20 年度の第一次補正予算で保証機能充実の措置が行われ(21 億円)、平成 21 年 2 月から「林業・木材産業体質改善支

援保証」制度（5千万円まで別枠で無担保保証可能、保証人1名対応）が開始された。

イ 中小企業信用保険制度における一般製材業等のセーフティネット保証制度の指定は、3ヶ月ごとに見直しが行われることから、その都度延長の要請を行った結果、平成20年10月からは平成21年12月31日までの延長が措置された。

また、平成20年10月31日からは緊急保証(原材料価格高騰対応等緊急保証)が開始され、一般製材業等のセーフティネット保証制度の指定期間は平成20年10月31日から平成22年3月31日とされた。さらに、「生活対策」で中小・小規模企業に対しては30兆円の保証・融資枠が確保され、このうち緊急保証制度については20兆円の融資・保証枠の確保と信用保証協会の100%（通常は80%）の措置が行われた。

(4) 雇用調整、雇用対策の取組資料 18

景気後退に伴う厳しい雇用情勢に対応して、雇用調整助成金制度が平成20年12月、平成21年2月に改善が行われ助成率の引上げ、助成要件の大幅改善が実施された。また、農林水産大臣からの雇用安定化に向けた協力要請を踏まえ、厚生労働省が実施する「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用対策事業」や改善された雇用調整助成金の有効活用を推進した。

2. 住宅建築制度関係への対応

平成20年の新設住宅着工戸数は、19年度の建築基準法の改正施行等の影響はほぼ解消に転じたものの、急速な景気後退により前年実績を僅かに上回る109万戸程度となった。このような中で、住宅建築への木材利用の推進、建築着工増、建築関係制度への対応を実施した。

(1) 瑕疵担保責任制度、長期優良住宅推進等への対応資料 19, 20, 21

ア 特定瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく建設業者等の資力確保の義務付けは、平成21年10月1日からの引渡し物件から対象となっているが、それに伴い現場の混乱や住宅建築の減少、建築物への木材使用への影響がないように、平成20年8月に国土交通省住宅局長、林野庁長官に対して、①中小工務店・大工等多くの関係者への周知徹底②建築確認後速やかに着工できるよう保険引受けに係る円滑な検査等の実施体制の確保などに対する一層の配慮を要請した。また、平成20年7月の全木連事務局長会議の際に国土交通省による説明会を開催したほか、全国各地域で行われる講習会情報の提供と参加の働きかけ等を推進した。

イ 良質な住宅ストックの形成とその長期使用の促進を図る「長期優良住宅の

普及の促進に関する法律」が平成 20 年 12 月に成立した。この法律においては、住宅建材である木材に関連して大臣が定める基本方針に「国産材（国内で生産された木材）その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮するものとする。」とされるなど、木材業界がかねてから切望してきた内容が盛り込まれた。基本方針では、森林吸収源対策としての地域材利用の位置づけなどが明確にされた。

また、国土交通省において平成 20 年度からこの法制度に先駆けて開始された「超長期住宅先導的モデル事業」や「地域木造住宅の活性化事業」について、その有効活用促進の観点から公募内容、採択状況等の情報提供を積極的に実施した。これらの事業については木材関係団体、木材事業者も多く応募し事業に取り組んだ。

ウ 構造計算偽装問題に関連した一連の建築関連法制度については、改正建築士法が平成 20 年 11 月に施行され、一定の建築物については平成 21 年 5 月からは同法に基づく構造設計一級建築士の関与の義務付けが開始されることになった。木造 2 階建て以下等の 4 号建築物の特例措置の見直し問題については当分の間は見送られる見通しである。なお、平成 20 年 3 月に住生活基本計画(全国計画)を景気対策の一環として住宅投資の活性化を図るため、長期優良住宅の普及の促進及びリフォームの促進などを追記する等の変更が行われた。

(2) 住宅産業業界等との連携 ……………資料 22

住宅建築における木材利用の推進のためには、住宅業界、研究者等との連携推進が重要である。全木連は、平成 21 年 2 月に木材、住宅関連の事業者、研究者等が参加して設立された「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に全木連会長も発起人の一人となって参加した。また、全国中小建築工事業団体連合会、日本木造住宅産業協会に全木連が実施する委員会等に参加してもらうなどにより、その連携強化に努めた。

(3) 会員等への積極的な情報提供、JAS 等製材品供給体制の取組等

ア 平成 19 年度に作成した JAS 関係リーフレットを事業者のほか設計者等に配布して、品質の明確な JAS 製材品供給体制の整備促進に努めた。また、国産材製品フェアなどで JAS 製品を展示するなど一般消費者に対してその普及に努めた。

イ 住宅建築関係諸制度、補助・融資・税制などについて、最新情報を全木連ホームページに掲載するとともに、情報通知を行った。

3. 木材産業の体質強化の取組

(1) 木材加工流通の合理化、高度化 ……資料 23-1～2

ア 低コストかつ品質の安定した木材製品の加工・流通体制の構築に向けて、高性能木材機械施設、乾燥施設等整備に有効な交付金・補助事業、融資事業、リース事業などについて、その有効活用ができるよう事業一覧などの情報提供を広く数次にわたって行うとともに、制度充実の働きかけを実施した。

イ 外材輸入のリスクが拡大するなどの情勢を踏まえて、国内資源に立脚した足腰の強い産業構造に転換するために国産材への原料転換が円滑に行えるよう、林野庁の「原料転換促進協議会」に参加するとともに原料転換対策の充実の働きかけやその取組推進に努めた。

ウ 林野庁の「木材需給対策中央会議」及び同予測部会に委員として協力し、木材需給の安定化に努めるとともに国土交通省の「建築資材需給連絡会」に協力し、公共事業での木材の安定化に努めた。

(2) 木材安定供給の推進 ……資料 24

原木の安定供給を確保するため全国国産材安定供給協議会（会長・国井全森連会長）に参加するとともに、施業の集団化・路網の整備とともに林業機械の整備等を図り、素材生産事業の規模拡大を生産性の向上を実現することが重要であることから、全素協等とも連携を図りつつリース料助成事業等を通じ高性能林業機械の整備を促進した。

(3) 木材安定供給圏域システムモデル事業の推進

木材関係者、業界団体、学識経験者等の委員からなる地域木材産業経営分析評価・運営委員会を設置し、新生産システム推進対策事業に係る 11 のモデル地域のうち 5 モデル地域の 10 事業体に対し、移動経営診断又はフォローアップ経営診断を実施し、経営診断書を日本林業技士会に提出した。

また、新販路開拓事業の関係では、業界団体、学識経験者の委員からなる企画運営委員会を組織し、展示・商談会への効果的な集客のために、「Japan Home & Building SHOW 2008」（11月 東京ビッグサイト）において、「国産材新生産システム販路開拓フェア」を実施し、11 のモデル地域の関係事業体のうち 5 事業体が国産材製材品、内装材、エクステリア用品などの展示・PR、商談会を実施した。さらに、新生産システムに関連する商品の新販路開拓のため、新生産システムホームページの中に構築している情報発信システムの改善・定着に努めた。

(4) 労働安全衛生対策 ……………資料 25

木材業界を挙げた労災防止の活動が実り、平成 21 年度からの木材・木製品製造業の労災保険料率は、現行より千分の 3 引下げとなって千分の 15 になった（年間 16 億円の負担減と想定）。平成 20 年度は事業所掲載用ポスター及び事業主向けのチラシを 1 万部作成配布するなど、林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動を推進した。しかしながら平成 20 年の木材製造業における死亡災害が増加しており、その防止のため活動強化を推進した。

(5) 林業退職金共済制度加入促進についての対応

林業退職金制度については、その重要性に鑑み、引き続き加入促進について都道府県木連を通じて要請した。

(6) 外国人研修問題への対応

国際研修協力機構の外国人研修・技能実習制度の導入問題については、平成 19 年度に検討結果を踏まえて、具体的な制度導入に必要な技能検定の具体的基準、研修教材の検討を実施した。

(7) 木材輸出への対応

木材の海外への輸出に関する関心が高まっていることから、木材輸出振興協議会（事務局：日本木材総合情報センター）と連携し関連情報の入手とその推進に努めた。

(8) WTO 貿易交渉など貿易問題 ……………資料 26

ア WTO 関税対策

2001 年(平成 13 年)以来続けられている WTO のドーハラウンドは、平成 20 年 7 月閣僚会議が開催され、さらに世界的な不況を受けて平成 20 年 12 月にも開催が予定されるなど合意に向けた動きがあった。しかしながら、途上国・先進国間の相違を埋めるにいたらなかった。我が国の林産物交渉にとって重要な関税分野については、平成 20 年 12 月に交渉のたたき台としての議長テキストが公表された。また、平成 18 年 6 月に米国、カナダ、ニュージーランドなどにより林産物の関税撤廃・調和についての提案がなされたが、全木連は林野庁と連絡をとり重要な関心を持って見守っているところである。

イ 自由貿易協定

メキシコ、シンガポール、マレーシア、インドネシアを含む ASEAN 諸国などとの 11 の協定が合意され発効しており、また韓国、豪州など 4 カ国（地域）と交渉中となっている。全木連としては木材産業を取り巻く事情に配慮できるよう、品目により柔軟な対応がとれるよう努力をしてきた。

ウ 北洋材輸出税問題

ロシア政府は2007年に政令を発表し、丸太など未加工木材について段階的に輸出税を引き上げるとし、平成20年4月からは25%の税率となった。平成21年1月からは80%に引き上げるとされ、北洋材関連事業者の経営環境激変が心配されることから、情報の収集・提供に努めた。ロシア政府は20年12月に針葉樹については1年間の執行延期を発表した。このような中で全木連は原料転換等の推進に努めた。

(9) フォークリフト等の軽油引取税の免税措置への対応 ……………資料 27

軽油引取税（地方税）は、道路整備の費用に充てられるために設けられた目的税であるが、全木連が昭和52年当時、都道府県木（協）連の全面的な協力・支援の下に、フォークリフトの台数把握、荷役機械の機種把握、軽油消費の実態調査等を実施した上で、政府・自民党に対して免税措置を強く要望し、昭和53年6月に実現し今日に至っている。しかしながら、平成20年8月に軽油引取税の用途免税に関する実態調査を実施したところ免税措置の利用は十分ではなく、「林業機械等の利用における免税軽油の使用推進について」会員に通知するとともにホームページに掲載した。

平成21年度の税制改正において、道路特定財源が一般財源化されることに伴い軽油引取税を目的税から普通税に改めて用途制限を廃止することとなったが、軽油引取税の免税措置については3年間存続されることとなった。この免税措置の対象は、「木材加工工場〔一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業（集成材製造業を含む）、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業〕」、「木材市場」で使用される道路の使用に直接関連を有していないと認められるフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーン（事業場内において、もっぱら木材の積卸しのために使用する機械の動力源用）の軽油が免税措置を受けるものであり、およそ年間12億円の経済効果をもたらすと推定され、引き続き利用推進に努めることとしている。

4. 平成20年度補正予算及び平成21年度予算の確保等

木材・住宅・中小企業関係予算の確保について、自民党林政調査会をはじめ林野庁、国土交通省、中小企業庁に対し要請した結果、次のとおり平成20年度補正予算（一次、二次）及び21年度予算について新規・拡充、林業関係金融制度の拡充が実現できた。

〈林野庁予算〉……………資料 28-1

【平成 20 年度一次補正予算】

- 1 木質バイオマス利用促進等緊急整備 ……6,620 百万円の内数
バイオマスエネルギーへの転換・原料転換等に伴う機械設備に助成
- 2 がんばれ！地域林業サポート事業（拡充） ……100 百万円
低コスト生産に取り組む林業事業体を支援する高性能林業機械リース事業の拡充
- 3 農林漁業セーフティネット資金利子補給事業 ……30 百万円
日本政策金融公庫の融資する同資金の金利負担軽減措置

【平成 20 年度二次補正予算】

- 1 国産材住宅づくりワンストップ・サービス整備事業 ……20 百万円
国産材での住宅づくりを希望する消費者に対する情報提供体制の整備
- 2 地域材利用拡大緊急整備 ……7,785 百万円内数
地域の資源を活用した公共施設等整備への助成
- 3 農林漁業信用基金拠出金 ……2,061 百万円
林業・木材産業への保証機能の充実強化

【平成 21 年度予算】

（林野庁木材産業課関係）……………資料 28-2

- 1 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（新規） ……290 百万円
地域型住宅づくり支援と長期優良住宅等に対応した地域材製品の開発普及への支援
- 2 地域材の水平連携加工システム整備（新規） ……13,222 百万円の内数
中小製材工場等の連携による生產品目転換、品質向上、効率化などのための機械施設の助成
- 3 地域材の水平連携加工システム推進事業（新規） ……71 百万円
中小製材工場等の連携による生產品目転換等を推進するための経営指導、品質管理について支援
- 4 木材産業原料転換等構造改善緊急対策事業（新規） ……500 百万円
原料の国産材への転換のための設備資金・長期運転資金借入れに対する利子助成
- 5 製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル事業 ……13,222 百万円の内数
製紙用間伐チップの安定供給のための製造施設等整備の助成

(林野庁木材利用課関係) 資料 28-3

- 1 環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業（新規） 138 百万円
木づかい運動や木材利用の環境貢献度評価方法の確立等を通じた木材利用推進
- 2 木造公共施設の整備推進（拡充） 1,322 百万円の内数
モデル的・先駆的な木造公共施設整備の助成
- 3 CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業（新規）
..... 121 百万円
木質バイオマス（ペレット）の利用拡大への普及事業、販路拡大事業の支援
- 4 合法性等の証明された木材の普及促進事業（新規） 101 百万円
合法木材の民間市場及び一般消費者への普及等への支援

(林野庁計画課関係) 資料 28-4

- 1 社会的協働による山村再生対策 2,350 百万円
木質バイオマスの安定供給、CO₂削減への資金導入等の仕組みの構築への支援

(林野庁企画課関係) 資料 28-5

- 2 木材産業等高度化推進資金の拡充 融資枠 126,800 百万円の内数
高度加工資金、素材転換資金、チップ等安定供給資金の創設

《国土交通省住宅局予算》 資料 29

- 1 長期優良住宅先導的モデル事業（拡充） 17,000 百万円
住宅の長寿命化に向けたモデル事業の実施支援、「木造等循環型社会部門」
などが拡充
- 2 地域木造住宅市場活性化推進事業（拡充） 580 百万円
住宅関連事業者間の連携による行う木造住宅の供給体制整備、普及推進な
ど
- 3 住宅・建築物省 CO₂ 推進モデル事業（拡充） 7,000 百万円
先導的な省 CO₂ 技術に係る建築推進等の整備支援

《中小企業庁予算》 資料 30

- 1 経済情勢の激変に対する緊急対策
○中小企業金融対策
(一次補正 4,140 億円、二次補正 4,858 億円 21 年度 785 億円)

信用保証協会による緊急保証制度、政策金融公庫によるセーフティネット金融の万全な実施

2 経営力向上対策

○事業再生支援（50 億円）

再生のため抜本見直しが必要な企業に外部専門家支援チームを編成など

○事業承継の円滑化（27 億円）

事業継承に関するあらゆるニーズに対するワンストップ・サービスのための事業承継センターを全国に設置

○その他、人材確保・育成、省エネ省コスト化支援など

3 新分野への挑戦に対する応援

○農商工連携・地域材資源活用促進等（155 億円）

地域資源活用による新商品などに対する助成、マーケティング支援など

5. 平成 21 年度林産・住宅・中小企業税制改正

平成 21 年度の税制改正に対し、全木連としては、森林吸収源対策推進のための税制措置の導入、炭素固定に資する木材利用を推進するための税制措置の導入、住宅ローンの延長拡大、軽油引取税の免税措置の存続などについて要望した。平成 20 年 9 月の自民党農林合同会議で他の団体とともに税制改正の要請を行うとともに、平成 20 年 12 月の自民党税制調査会小委員会開催などの場で要請活動を行った。その結果、平成 21 年度税制改正大綱において、以下のような事項が実現した

(林業・木材業関係)資料 31

- 1 住宅借入金等を有する場合の税額の特別控除が最大 500 万円（長期優良住宅においては 600 万円）まで拡大する（現行 160 万円）。住民税も控除の対象となった。
- 2 企業立地の促進法に基づく基本計画により取得する機械、建物等の特別償却制度の 2 年延長
- 3 中小企業等の法人税の軽減税率の期限的引き下げ（22%から 18%）、欠損金の繰り戻し還付の復活
- 4 木材加工業者等に対する軽油免税措置の存続
- 5 環境税については「税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税効果などに考慮を払いながら、納税者の理解の協力を得つつ、総合的に検討。
- 6 木材ストック税制については、木材の由来などの確認手法を制度化することと平行して検討。

(住宅税制)資料 32

- 1 住宅ローン減税の延長拡大(既述)
- 2 長期優良住宅に対する新たな特別控除制度創設(性能を強化する費用を自弁した場合 10%を所得税控除)

(中小企業税制)資料 33

- 1 中小企業法人税の軽減税制の引き下げなど(既述)
- 2 事業承継税制の拡充(非上場株式の相続税減税の大幅拡充、生前贈与による株式の継承に伴う税負担軽減措置を導入)

Ⅲ JAS制度への対応とJAS製品の普及

別掲

Ⅳ 環境、健康・安全対策の推進

1. 木くずの燃料利用に係る取扱いについて

木くずの取り扱いについては、平成 19 年 7 月 10 日付け文書(19 全木連発第 117 号)を持って通知したとおり、環境省は 7 月 5 日付けで、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当らないものとして取り扱われることとなった。

[木くずの燃料利用に係る取扱いの概要]

- ① 製材工場等(集成材工場、合・単板工場、プレカット工場、フローリング工場)において工場又は事業場内の生産工程でボイラーが利用される場合、廃棄物焼却施設には当たらない。
- ② 当該ボイラーには、生産事業場において協同組合が設置及び複数の者が共同で設置するボイラーも含む。
- ③ 有害物質の含有の観点等生活環境保全の担保措置は必要引き続き、この制度の定着化に努めた。

2. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、産業廃棄物である「木くず」の範囲が変更され、平成 20 年 4 月 1 日から、これまで一般廃棄物であった①物品賃貸業に係る木くず(リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くず)、②貨物の流通のために使用したパレット(パレッ

トへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係る木くずが産業廃棄物として取り扱われることとなった。このことについて現場で混乱が生じないように必要な対応をしたところである。

3. 揮発性有機化合物（VOC）問題への対応

建材関連団体でトルエン、キシレン等の4VOCの放散量表示制度が開始されたが、これらの物質は製材品については、「木質建材からのVOC証明・表示研究会報告」（平成20年8月）において全く放散しないことが明らかにされたので、このことを公表し製材品の健康安全性について普及を図った。

4. 建築物総合環境評価システム（CASBEE）への対応

建築物総合環境評価システム（CASBEE 事務局：環境建築省エネルギー機構）に、平成19年7月個別住宅レベルにおける新たな基準である、「CASBEE-すまい（戸建）＜暫定版＞評価マニュアル」が作成された。これらの基準が住宅部材としての木材の調達に影響を与えることから、全木連は意見を提出したところ、合法木材の位置づけなどについて意見が反映されたところであり、その後の情報収集に努めた。

5. 緑の循環認証会議(SGEC)への対応

日本型森林認証の仕組みである、緑の循環認証会議（SGEC）は、認証森林面積が平成20年末の時点で国内の740千haと着実に拡大しており、分別表示認定事業者の数も増加している。SGECの運営に対しては、会長が理事をつとめるほか、専門部会にも人的な貢献をし、認証制度の普及や他の認証制度との連携などについて貢献した。

6. 環境税等の動向……………資料 34

平成21年度税制改正要望の環境税については、税制全体の検討事項の中で税制のグリーン化を位置づけて検討することになり、一歩前進の結果となった。森林整備に係る地方の独自課税制度については、導入済の都道府県は29で平成21年4月から1県が導入することとなっている。

なお、導入済みの県における税込総額は227億円となっている。

V 全木連活動の活性化等の取組み

1. 第43回全国木材産業振興大会……………資料 35

平成20年10月22日、全木連・全木協連共催、全木連九州支部大会担当、

熊本県木連、熊本県木協連開催地担当による全木連創立 55 周年記念・第 43 回全国木材産業振興大会を熊本市において開催した。「新たな木材利用への挑戦で木材産業の再興―『木づかい』で CO₂ の削減・豊かな生活―」の旗印の下、第 1 部においては式典や木材産業が一致協力して進むべき方向を明確にした大会宣言決議、更に、現下の厳しい木材産業の危機突破に向けて、総合的な追加経済対策の実現、木造の住宅・公共施設等の着工増対策や林業・木材産業のセーフティネット対策等の充実強化の実現を求める「特別決議」を行った。また、第 2 部では富田紘一熊本市文化財専門相談員による「日本三名城の一つ熊本城の往時をたどる」と題した特別記念講演が行われるなど、木材業界挙げて課題に対して多様な連携の下に英知を結集して行動し、木材産業の再興を図って行くことを誓い合った記念すべき大会となった。

2. 全木連の各種委員会の活動

- (1) 平成 20 年 8 月 7 日、総務委員会を開催し平成 20 年度全国木材産業振興大会開催方針等を決定するとともに、林野庁幹部と林業・木材産業の振興に関する意見交換を行った。
- (2) 平成 20 年 12 月 5 日、外材委員会を開催し、林野庁担当官から WTO の動向、ロシア丸太輸出税引き上げ問題、違法伐採問題等について説明を受けた後、各地域における外材の需給動向等の情勢、輸入木材の合法性証明の現状等について意見交換等を行った。
- (3) 平成 21 年 1 月 23 日、国産材委員会を開催し、林野庁担当官から木材産業に関する平成 20 年度補正予算、21 年度予算の概要等について説明を受けた後、国産材の需要動向、各地域における国産材関連企業の現状等について意見交換等を行った。
- (4) 平成 20 年 2 月 20 日、PR 委員会を開催し、木材 PR ポスターの企画方針、全木連ホームページの情報発信の内容等について、県木連に対するアンケート調査結果に基づいて意見交換を行った。

3. 全木連情報システムの構築への対応

全木連関連～会員団体の情報をリアルタイムに双方向で活用することにより効果的、かつ効率的な業務運営を図ることを目的に、全木連のホームページ及び電子メールの運用を行っているが、ほぼ毎週、ホームページの情報を更新するとともに、電子メールを活用した迅速な情報提供に努めた。

主なホームページの情報発信は、木材事業関係情報として、①木造住宅関係

情報（全木連の住宅・建築対策本部発信情報、建築関係法、国土交通省の公募情報、長期優良住宅など）、②構造改革対策関係（全木連の金融危機木材産業影響対策本部発信情報、セーフティネット対策、金融関連対策、中小企業対策、雇用対策等）、③環境・リサイクル情報（木質バイオマス、グリーン購入法、木材の見える化など）、④地球温暖化対策関係情報（温暖化ガス、低炭素社会、カーボン・フットプリントなど）、⑤木材関係予算・税制関係情報、⑥合法木材ナビ（シンポジウム、セミナーなど）などである。

4. 経営・技術開発等に関する普及活動

木材産業を取り巻く経営環境が非常に厳しいことから、中小企業の経営を支援するための各種の施策を紹介した各種のパンフレットを会員に送付したほか、経営支援情報を適宜、情報提供した。

また、技術開発は新しいもの作りを推進し、創造性と活力のある製造業へ革新し、再展開していく上で重要であることから、諸情報を提供した。

5. 第47回農林水産祭「実りのフェスティバル」への参加

平成20年11月に農林水産省と（財）日本農林漁業振興会主催の農林水産祭「実りのフェスティバル」の林産部門の世話役として全木連が協力して、JAS製材・木質建材、木材利用の推進のPR展示、日曜大工の開催を通じた木材PR等を行った。

6. 都道府県木連総会、全木連支部会議等への出席

- (1) 都道府県木連総会（業種別会員団体の総会を含む。）
- (2) 全木連支部会議
- (3) 木材産業等大会（日本木青連大会を含む。）
- (4) ブロックにおける行政との連絡会議（四国、九州）

7. 関係団体活動への参加等

- (1) 森林・林業・木材産業、住宅産業、環境関連団体事業活動への参加・協力、特に、日本林業協会の事業活動には、副会長選出団体として積極的に取り組んでいる。
- (2) 中小企業に対する施策の拡充と関連情報の収集のため中小企業経営革新推進団体協議会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業団体総連合等の活動に参加した。